

第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成24年1月に別紙のとおり3件の本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求について、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、条例第7条第2号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなるため、条例第10条の規定に基づき、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（別紙 本件処分1から3）を行い、平成24年1月25日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成24年3月15日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分1から3を不服として、実施機関に異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、非開示決定を取り消し全て開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び審査会における説明及び意見の聴取によっても、本件処分についての具体的な主張はないが、主張の概略は以下のとおりである。

- (1) これら公文書非開示決定処分に関する3通の非開示文書は、昭和40年代に、和歌山市上三毛字東山田周辺無番地に取り付けた県道の土地買収に不正があった事に絡む公図訂正に拘わる文書である。
- (2) 県は、無番地に耕作権を持つ地元の者の主張に基づき、別土地登記記載の公図を分筆し、嘱託登記したため公図上 Y 字状県道が表示された。
- (3) 県は、公図訂正でこの不正に合わせた解決方法を採用した。
- (4) 県は、公図訂正にあたり、裁判の判決書謄本ではなく、情報を後付けで記載した偽造判決書を利用した。
- (5) 謄本でない文書には自由に勝手な情報を書き込むことは出来、犯罪が自由に行われる。
- (6) 県は、文書を毀棄して知らん振りする戦法を考えた。
- (7) 県の対応は全てこうした違法行為により為されていることは由々しき問題であるが、第57号答申迄の審査会やりとりも偽造し、情報公開審査会でも虚偽がまかり通る行政だけは許すことは出来ない。
- (8) この3年半実施機関の虚偽説明で、7110号文書から理由書や判決書、所有者名を他人の名で記載した土地所在図を隠匿させたことを見逃す答申を出させたものも同様の行為によるものであり未だ被害が解消されていない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び異議申立てに対する非開示決定に係る理由説明書並びに審査会における説明及び意見の聴取によって主張する内容を要約すると、おおむね以下のとおりである。

本件開示請求の内容は、「〇〇〇〇が・・・」という記載があり、一定の個人名を特定するものとなっている。

そもそも、条例の開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の開示請求があった場合にも開示請求者が誰であるか

は考慮されない制度である。

このことにより、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、条例第7条第2項により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなると判断し、条例第11条第2項の規定による非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求について

(1) 別紙項番1の開示請求について

別紙項番1の開示請求は、特定の個人を名指しし、その者が「FAXで請求した別紙開示請求」についてなされた内部決裁文書及び開示したか開示しなかったかの決定通知、開示した内容全ての情報の開示を求めるものである。また、添付された「別紙」は、異議申立人が過去に公文書開示請求を行った際の請求書そのものの写しであり、特定の個人の住所、氏名及び電話番号が記載されている。

(2) 別紙項番2の開示請求について

別紙項番2の開示請求は、特定の個人を名指しし、その者が「為した特定の受付番号が記載された公文書開示請求別紙5枚」についてなされた内部決裁文書一式と不開示又は開示決定通知書及び開示内容全ての情報の開示を求めるものである。また、添付された「別紙」は、異議申立人が過去に公文書開示請求を行った際の請求書そのものの写しであり、特定の個人の住所、氏名及び電話番号が記載されている。

(3) 別紙項番3の開示請求について

別紙項番3の開示請求は、過去に異議申立人が公文書開示請求を行った際の請求書そのものの写しを「別紙」として添付し、特定の個人が行った開示請求について内部決裁文書一式の情報の開示を求めるものである。また、その「別紙」には、特定の

個人の住所、氏名及び電話番号が記載されている。

2 公文書の存否に関する情報について

- (1) 条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。
- (2) この規定は、個人に関する情報や法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益として保護される非開示情報であって、開示請求に対して当該情報の開示又は非開示を答えることによって、非開示として保護すべき情報の存在又は不存在が明らかとなり、その結果、非開示とする情報の全部又は一部が判明してしまい、開示するのと同様の状況になってしまう場合に適用されるものであると解される。
- (3) また、この規定は、請求内容から推し量られる情報が条例上保護すべき情報に該当する場合に、応答することによって生じる支障を回避しようとするためのものであるため、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。
- (4) これらのことから、存否応答拒否を行うには、①開示請求に係る情報が、非開示情報として保護すべき利益があること、及び②開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることによって、非開示情報を開示するのと同様の状況が生じることの2つの要件を備えていることが必要であると解される。

3 本件処分1から3の妥当性について

- (1) 実施機関は、本件開示請求については、開示請求に係る公文書の存否を答えること自体が条例第7条第2号で規定する非開示情報を開示することとなるから、条例第10条に該当するとして非開示としている。そこで、本件開示請求に係る情報について、前記2(4)①②の2要件の該当性を検討する。

(2) 要件①の該当性

前記1から、本件開示請求に係る情報は、特定の個人が行っ

た公文書開示請求に関する情報であり、条例第7条第2項により非開示情報として保護すべき個人に関する情報であることは明らかである。

(3) 要件②の該当性

本件開示請求に対して、非開示決定等を行えば、開示請求に係る公文書が存在することを答えることになり、また、不存在による非開示決定を行えば、開示請求に係る公文書が存在しないことを答えることになる。いずれにしても、特定の個人が条例に基づく公文書の開示請求を行ったか否かという、当該特定個人に係る情報の存在の有無を答える結果となり、非開示として保護すべき情報を開示することと同様の結果が生じることになる。

(4) したがって、実施機関が、条例第10条を適用して行った、本件処分1から3は妥当である。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成24年3月29日	○諮問（実施機関）
平成24年4月23日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成25年5月30日	○審議
平成25年6月14日	○審議
平成25年8月29日	○審議

平成25年11月5日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成25年12月17日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成26年1月21日	○審議
平成26年2月18日	○審議
平成26年3月18日	○審議
平成26年4月22日	○審議

(別紙)

項番	開示請求の内容 (「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄の記載)	左請求に対する開示等決定の記号
1	平成23年1月7日〇〇〇〇がFAXで請求した別紙開示請求(※1)についての内部決裁文書及び開示したか開示しなかったかの決定通知、開示した内容全て。(平成24年1月10日付け請求)	本件処分1
2	平成22年8月2日付〇〇〇〇が為した公文書開示請求受付番号第7-229号別紙5枚(※2)についての内部決裁文書一式と不開示又は開示決定通知書及び開示内容全ての開示。 (平成24年1月10日付け請求)	本件処分2
3	平成22年8月9日付公文書開示請求者が為した別紙の開示請求について内部決裁文書一式全て原本開示 別紙①～別紙⑨(過去に異議申立人が作成した公文書開示請求書)(※3) (平成24年1月9日付け請求)	本件処分3

※1 請求者の住所(郵便番号と電話番号を含む。)及び氏名が記載された公文書開示請求書の写しが別紙として添付されている。

※2 請求者の住所(郵便番号と電話番号を含む。)及び氏名が記載された公文書開示請求書の写し(資料4枚を含む全5枚。)が別紙として添付されている。

なお、資料4枚はいずれも土地所在図の写しに説明書きが記載されたものである。特定の地番に○印があるものとないものを示し、海草管理課長が「消した」と証言している旨、また、管理課長が県公文書管理規程に違反している旨の主張が記述されている。

請求の趣旨が、海草振興局建設部管理課長の立場で改ざんを加えたことに関して、上司の建設部長、本庁の用地対策課長、知事の決裁の開示を求める旨であることが記述されている。

※3 請求者の住所(郵便番号と電話番号を含む。)及び氏名が記載された公文書開示請求書の写し(資料8枚を含む全9枚。)が別紙として添付されている。

なお、資料 8 枚には、公共用地（県道敷）境界明示申請に関する記述、県道敷と国有地との関係についての記述、特定地番の土地に関する記述があり、説明書き付きの旧公図の写しが含まれている。この中には、境界明示申請者の個人名、土地売買の当事者の個人名、その他の個人名が記載されている箇所がある。